

2021年7月8日

那須塩原市長  
渡辺 美知太郎 様

日本野鳥の会栃木県支部  
支部長 内田 裕之

特定非営利活動法人オオタカ保護基金  
代表 遠藤 孝一

### 「那須ガーデンアウトレット」の緑地帯保全についての要望

日頃より、那須塩原市の自然環境や生物多様性の保全についてご尽力を賜り、お礼申し上げます。

さて現在、双日商業開発株式会社（以下、事業者）が「那須ガーデンアウトレット」（以下、アウトレット）を運営されている地域は、当初の産業団地としての開発時に、希少な猛禽類であるオオタカ（国および栃木県レッドリスト：準絶滅危惧）の生息地になっていたことから、保全対策としてその一部である3haの樹林地を残すとともに、団地内における良好な環境と景観を維持するために、周囲についても25m幅の帯状の樹林地（以下、緑地帯）を残しました。この緑地帯は、利用目的が産業団地からアウトレットに代わっても、「都市緑地法」に基づき、土地所有者等（事業者と那須塩原市）による「緑地協定」により、保全されることになっています。

そのような中、事業者がアウトレットの敷地利用の変更に伴い、緑地帯の一部を改変し、駐車場として利用する意向を持っているとお聞きしています。これは、開発時の保全対策を無にするものであり、かつ世界的にその取組みが求められているSDGs（持続可能な開発目標）の考え方にも大きく背くものであることから、容認できるものではありません。

つきましては、日本野鳥の会栃木県支部とオオタカ保護基金は、以下のことを那須塩原市に要望いたします。なお、2021年5月17日付けで、事業者に対してもほぼ同様な内容の要望書を提出していることを申し添えます。

#### 記

- 1 現在の「緑地協定」を継続し、アウトレットの周囲にある幅25mの緑地帯を、現況のまま保全してください。
- 2 緑地帯を改変して駐車場として利用する場合は、同等の面積・質を有する樹林地をアウトレット内あるいは隣接地に確保して、法的拘束力を伴う形で保全してください。